

答弁書第七号

内閣参質一一二第七号

昭和六十三年三月二十五日

内閣総理大臣 竹 下 登

参議院議長 藤 田 正 明 殿

参議院議員木本平八郎君提出杉の花粉症対策としてのディーゼルエンジンの使用制限に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員木本平八郎君提出杉の花粉症対策としてのディーゼルエンジンの使用制

限に関する質問に対する答弁書

一について

ディーゼル自動車から排出される粒子状物質については、低減を図るべきであると考えており、現在、中央公害対策審議会において昭和六十四年度中の答申を目途に検討を行つているところである。

二について

ディーゼル自動車に係る排出ガス規制については、逐次規制強化を実施してきたところであり、さらに、昭和六十一年七月の中央公害対策審議会中間答申に基づき、本年から昭和六十五年にかけて窒素酸化物の規制強化を図ることとしている。

なお、同審議会においてディーゼル自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の低減等について、昭和六十四年度中の答申を目途に引き続き検討を行つているところである。

三について

軽油引取税の税率の引上げによつて、ディーゼルエンジンからガソリンエンジンへの転換を促進することについては、地方道路特定財源としての本税の性格等から適當でないと考える。

四について

軽油等の石油製品価格は、需給関係等による市場メカニズムにより形成されている。

五について

政府としては、国際協調と並んで、生産性の向上、これによる生活水準の向上も重要である
と考える。

六について

政府としては、国民の健康を守ることが最重要課題の一つであると考えているが、国民生活上、経済性や効率性を追求することも重要であると考えている。

なお、現在、中央公害対策審議会においてディーゼル自動車から排出される粒子状物質の低減について、昭和六十四年度中の答申を目途に検討を行っているところである。